明石市自治基本条例 市民検証会議

行政連携制度

2025年9月29日 政策局SDGs共創室産官学共創課



主な行政連携の取組

1. 新たに開始した取組

- ① 新たな水源の確保に向けた阪神水道企業団への加入
- ② 水上オートバイの利用による遊泳者等への危険行為への対応
- ③ 物品等の共同購入
- ④ パートナーシップ制度に係る連携協定締結
- ⑤ 神戸市との連携

2. 属性や地域性に基づく取組(継続)

- ⑥ 属性に基づく連携・取組 県市長会(県内29市)、中核市市長会(全国62市)など
- ⑦ 地域性に基づく連携・取組 神戸隣接市・町長懇話会(9市町)、東播磨流域文化協議会(県・13市 町)、播磨広域連携協議会(21市町)など



① 新たな水源の確保に向けた阪神水道企業団への加入【一部事務組合】

安全・安心な水道水を安心して市民に供給するため、水量・水質ともに不安定な明石川河川水からの取水を廃止し、神戸市等阪神間5市で構成する阪神水道企業団から受水する、水源転換の取組。

- R4 本市より阪神水道企業団へ受水申し入れ
- R5 本市議会において企業団への加入議決 構成市議会において企業団規約変更議決
- R7 企業団への加入、新規受水開始

<u>効果</u>:水量水質ともに安定した水源を確保

市民への安全な水道を供給





② 水上オートバイの利用による遊泳者等への危険行為への対応

- R3.7~8 市内海岸の海域において、遊泳者に対する水上オートバイによる危険運転行為が発生したことが広く報道された
- R3.9~ 遊泳者の安全確保や海岸・海域の安全な利用を目指し、①国や県の行政機関をはじめ、水上バイク販売店、マリーナ事業者等で構成する官民連携会議を開催②国・県・市合同でパトロールの実施や防犯カメラの設置を実施
- R 4.3 「明石市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例」制定 ※遊泳者安全区域の設置 ※罰則規定を盛り込み
- R 4.7 県においても「水難事故等の防止に関する条例」を改正

効果:遊泳者が安全に安心して海を楽しめる 水上オートバイ等の危険行為に対して毅然と対応できる



③ 物品等の共同購入

■ R5.4~ 太陽光発電設備、家庭用蓄電池の共同購入

脱炭素社会の実現に向けた取組として、市と協定を結んだ支援事業者が、市民の皆様から太陽

光発電設備及び家庭用蓄電池の購入 希望者を募り、他の自治体と共同して 一括発注することで、スケールメリットを 活かして購入価格の低減を図り、太陽光 発電設備等の普及を促進する取組。

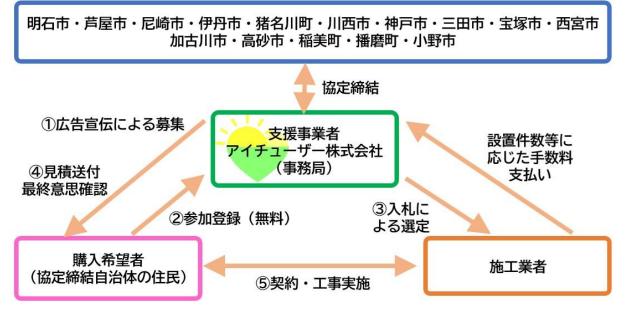
効果:みんなで購入することで、

通常の購入時より安くなる。

支援事業者の定める基準をクリア

した施工業者が施工するので安心。

登録・購入・施工まで、トータルサポートしてくれる。





④ パートナーシップ制度に係る連携協定締結

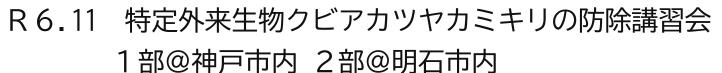
- R3.12 徳島県徳島市:制度利用者の負担軽減
 - 「パートナーシップ制度に係る都市間連携に関する協定書」に基づき、パートナーシップの制度を利用している方が二市間で転居するとき、引越し先の自治体の窓口において手続きの負担を軽減する。
- **R4.2 岡山県総社市:制度の普及啓発** 「多様な性を尊重するまちづくりに関する協定書」に基づき、パートナーシップ・ファミ リーシップ制度の普及啓発において連携している。
- R 6.4 「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入 「パートナーシップ制度」を利用されている方が連携自治体間で転入・転出する場合、提 出書類を一部省略することができます。
 - 連携自治体 計242自治体(令和7年4月1日時点)



⑤ 神戸市との連携

- 生物多様性を守り育てるための連携・協力
 - R 5.9 「神戸市と明石市の生物多様性を守り育てる ための連携・協力に関する協定」を締結
 - ~神戸市共同イベント~
 - R 5.11 自然体験イベント in 神戸市北区山田町
 - R 6.2 生物多様性フォーラム @神戸市内





R 7.2 生物多様性フォーラム @明石市内





⑤ 神戸市との連携

■ 神戸マラソンの開催協力

R7.11に開催される神戸マラソン2025大会からコースが明石市域まで延伸するため、

大会が安全に支障なく開催できるよう、また明石市、大蔵海岸の魅力を これまで以上に市内外に発信する機会となるよう、実行委員会事務局等 と連携・協力しながら取組を進めている。

- ・R 5.11 神戸市長より丸谷市長へ、明石市域までのコース延伸について 打診あり
- ・R 6.1 神戸マラソン将来構想検討委員会より、神戸マラソン実行委員会事務局に対し、明石市域へのコース延伸が盛り込まれた提言書が提出
- ・R7.3 神戸マラソン実行委員会総会において、新コースが承認





⑥ 属性に基づく連携・取組

■ 県市長会(県内29市)

目 的:兵庫県下各市間の連絡協調を図り、市政に関する諸般の事項を調査研究して、その 向上と発展に資することを目的とする。

経 緯:昭和30年5月18日 設立

構成:兵庫県下各市の市長

役 員:会 長…丹波篠山市長 酒井 隆明

副会長…尼崎市長 松本 眞 明石市長 丸谷 聡子 たつの市長 山本 実

事 業:1 県内各市間の連絡協調 2 市政に関する関係機関との連絡調整

- 3 都市行財政に関する調査研究 4 研究会、講習会等の開催
- 5 都市共通の行政事務で本会で処理するを適当とする事務の処理
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要なこと



⑥ 属性に基づく連携・取組

■ 県市長会(県内29市)

会議等:総会 年2回。1回目は神戸市にて、2回目は持ち回りで開催。

理事会 年3回、副市長会 年2回、県内ブロック副市長会 年2回、

県内各市事務主管者会議、県・市町懇話会など

具体的な取組:令和6年度第2回理事会・総会は明石市内で開催し、本市からは、「子ども

の医療費助成に係る全国一律の助成制度創設及び県の財政支援の拡充」「特



別な配慮を要する児童生徒等の支援及び各種専門員や支援員の適正な配置」「自治体のデジタル化に伴う財政支援」について提案した。



⑥ 属性に基づく連携・取組

■ 中核市市長会(全国62市)

目 的:中核市相互の緊密な連携のもとに中核市行財政の円滑な運営及び進展を図り、もって 地方分権の推進に資することを目的とする。

経 緯:平成17年11月10日(中核市制度化から10年目を機に「中核市連絡会」から組織改編)

平成27年11月1日 明石市が中核市候補市として中核市市長会へ加入

※明石市は平成30年4月1日に中核市へ移行

構 成:中核市62市

※中核市…地方自治法により定められた政令で指定する人口20万人以上の都市

役 員:会長…豊中市

副会長…松山市(会長職務代理者)、水戸市、松江市、鹿児島市、姫路市



- ⑥ 属性に基づく連携・取組
 - 中核市市長会(全国62市)

事業:1 中核市行財政の共同調査、研究及び協議等に関すること

- 2 国等に対する政策提案・意見表明に関すること
- 3 その他、会の目的達成に必要な事業

会議等:総会 年1回、市長会議 年2回、中核市サミット 年1回開催

具体的な取組:国への予算要望や地方分権改革の提言活動などに加え、令和6年度、本市は

「多様な人材確保・働き方検討プロジェクト」に所属し、多様な人材確保・働き方改革の推進に向け、先進的な取組みについて情報共有を図るとともに、各市の抱える課題をふまえ、制度面・経済面等における効果的な支援について連携し検討を行った。併せて、国及び経済団体に求めるべき協力・支援について

取りまとめ、国に対し提言を行った。



- ⑦ 地域性に基づく連携・取組
 - 神戸隣接市・町長懇話会(9市町)

目 的:神戸市及び神戸市に隣接する芦屋市・西宮市・宝塚市・三田市・三木市・稲美町・明石市・淡路市におけるまちづくりの課題について、情報及び意見の交換を行い、 それをもって、地域住民の生活向上へ資することを目的とする。

経 緯:平成2年 神戸市と、隣接する6市1町で設立

平成18年 淡路市が加入

令和元年~開催を見送り(新型コロナウイルス感染症の影響)

令和6年 開催

構成:芦屋市長、西宮市長、宝塚市長、三田市長、三木市長、稲美町長、明石市長、

淡路市長及び神戸市長で構成



- ⑦ 地域性に基づく連携・取組
 - 神戸隣接市・町長懇話会(9市町)

具体的な取組

R7.1、6年ぶりに開催された同会において、有害鳥獣対策およびDXの推進について意見交換を行った。

有害鳥獣対策の協議の中で、丸谷市長から、捕獲従事者の確保がどの自治体においても喫

緊の課題となっているため、実践形式の研修を広域で実施 するのはどうかと提案。

これを受けて神戸隣接市・町長懇話会として県に要望書を 提出することとなり、R 7. 4、神戸市長、明石市長、 三木市長で県知事に要望書を提出した。



2025/04/14 神戸経済ニュース



- ⑦ 地域性に基づく連携・取組
 - 東播磨流域文化協議会(県・県民局・11市町・民間団体等)

目 的:上流域・下流域が一体となった地域づくりの促進に向けて、 参画と協働の理念のも と、住民、民間団体、行政等が一体となって、地域の 自然的・社会的資源を住民の 貴重な共有財産として見直し、多様な事業 の展開を通じ、快適で質の高い生活・文 化圏を共につくりあげていくことを目的とする。

経 緯:平成6年8月 設立

構 成:東播磨文化団体連合会、他52の民間団体、

東播磨県民局、北播磨県民局、県企画部計画課、国交省姫路河川国道事務所、 東播磨管内市町(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)、

北播磨管内市町(西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町)の

15の行政機関で構成



- ⑦ 地域性に基づく連携・取組
 - 東播磨流域文化協議会(県・県民局・11市町・民間団体等)
 - 具体的な取組

令和6年度は、当協議会が設立してから30年になる記念の年であったため、10月1日~12月8日に30周年記念事業を実施し、東播磨流域の活性化につながった。

事業内容

(1)「地域の魅力発見ラリー」(デジタルスタンプラリー)

参加者:1,230名(うち兵庫県民1,153名)スタンプ取得数:4,007個

市内のスタンプ設置場所:兵庫県立明石公園(181個)、魚の棚商店街(124個)、

明石市立文化博物館(100個)※()内はスタンプ取得数

(2)「地域自慢フォトコンテスト」(SNS上での写真コンテスト)

応募数:514投稿



- ⑦ 地域性に基づく連携・取組
 - 播磨広域連携協議会(13市9町)

目 的:播磨地域の市町が、対等協力の立場で連携及び団結し、広域的な課題に係る取組を 推進することを通じて、播磨の存在を全国に発信すること及び播磨地域の総合力を 高めることを目的とする。

経 緯:平成24年5月29日 播磨地域の7市8町で発足

平成26年4月22日 明石市が加盟

構成市町:姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市 、小野市、加西市、 宍粟市、加東市、たつの市、明石市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、

神河町、太子町、上郡町、佐用町

- ※播磨全域の22市町が、明治9年(1876年)飾磨県廃止以来、約140年ぶりに団結し、地域課題解決に取り組んでいる。
- ※13市9町の人口は約180万人(県内の約3割)、面積は約3,500km2(県内の約4割)となり、日本最大級の広域連携。



- ⑦ 地域性に基づく連携・取組
 - 播磨広域連携協議会(13市9町)

具体的な取組

- ・観光分野:日本酒を通じた全国や海外への播磨地域のPR
 - ①全国酒まつりin アクリエひめじ R 6.9.29(日)15時~19時30分
 - ②「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録(R 6.12.5)に係るPR 上記PRのため当協議会にてのぼりを作成。市内酒蔵のうち、GIはりま認証 を受けている4社(明石酒類醸造株式会社・江井ヶ嶋酒造株式会社・茨木酒 造合名会社・西海酒造株式会社)に送付し、広報に努めた。
- ・防災分野:防災連携協定を全市町で締結しており、防災発生のみならず、平常時において も必要な相互協力体制を確立。

情報伝達訓練や防災担当事務主管者会議の開催、県・地域合同防災訓練を持ち回りにより実施。



【検証1】 制度が社会情勢に適合しているか

これまでの検証結果

自己検証	横断的検証
0	0

■制度に関連した社会情勢

✔ 人口減少・高齢化の進展に伴う社会構造の変化や 多様化・高度化する行政ニーズの変化等により、 基礎自治体である市町の役割は増大している一方 で、職員数や財政に制約があり、更なる効率化が 求められている。

■社会情勢の現状と制度が適合しているか

- ✓ 各市町が行政連携し、共通の事務を共同で処理することにより、人的面や財政面等において、効率的・効果的な市民サービスの提供につながる。
- ✓近隣の市町で共通した課題については、各市町の先進事例を相互に導入・対応することで、市民サービスの更なる向上につながる。



【検証2】 本市にふさわしい制度か

これまでの検証結果



✓ 市単独では解決できない課題や、市の権限が及ばない課題については、権限を持つ国や県など関係機関や他の自治体と連携するなど、行政課題の内容に応じて、その推進体制やスピード感等を踏まえた上で、最も適した方法を選択しており、適時適切に連携を進めていると認識している。



【検証3】

制度が条例の基本原則に適合しているか

①参画と協働に基づくこと

自己検証	横断的検証
_	_

③効果的で効率的であること

自己検証	横断的検証
0	0

✓制度として市民の協働と参画を想定していないため。

✓各市共通の事務を共同で処理することにより、各市町の人的面や財政面等において効果が期待できる。

②公正で透明であること

自己検証	横断的検証
0	0

④施策を計画的に実施し、実施 結果について評価を行うこと

自己検証	横断的検証
0	0

✓個別の事業ごとに必要性に応じて、市議会に諮っているほか、市ホームページ等を通じて取組状況を公表している。

✔個別の事業ごとに必要性に応じて、計画を定めた上で事務を遂行し、適宜計画の見直しを行っている。